

平成27年9月関東・東北豪雨により被害に遭われた方に対する県税の救済措置について



平成27年9月 関東・東北豪雨により被害に遭われた方に対しては、以下のような県税の救済措置がありま

○ 県税の救済措置

- ・ 災害により住宅や家財などに被害を受けた方に対する「県税の減免」
- ・ 災害により一時に県税を納めることができない方に対する「徴収の猶予」
- ・ 災害により県税の申告・納付などが期限までに行うことができない方に対する「申告などの期限の延長」

詳しくは下記「1」へ

詳しくはP.3「2」へ

詳しくはP.3「3」へ

1 県税の減免

(1) 個人事業税

- ・ 前年の事業所得の金額が1,000万円以下の方は、工場、設備などの事業用資産について2分の1以上の損害を受けた場合に、事業所得の金額に応じて、税額(2期分)の4分の1から全額までの範囲において、
- ・ 前年の合計所得金額が500万円以下の方は、住宅や家財について10分の3以上の損害を受けた場合に、その損害の割合に応じて、税額(2期分)の4分の1から2分の1までの範囲において、

いずれか減免の割合の大きい額が減免となります。

※ 保険金や損害賠償金などは、損失金額から差し引きます。

被災財産	対象事業者 (前年の所得)	損害の割合	減免税額	対象年度等
事業用資産	事業所得 500万円以下の方	2分の1以上	税額(2期分)全額	平成27年度に課税され、災害を受けた日以後に納期の末日が到来するもの
	事業所得 750万円以下の方		税額(2期分)の2分の1	
	事業所得 1,000万円以下の方		税額(2期分)の4分の1	
住宅・家財	合計所得金額 500万円以下の方	10分の3以上 10分の5未満	税額(2期分)の4分の1	
		10分の5以上	税額(2期分)の2分の1	

【申請の手続】 以下の書類をご用意の上、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

- ・ 個人事業税災害減免申請書(県税事務所にごさいます。また、税務課ホームページからダウンロードもできます。)
- ・ 市町村、消防署その他公的機関の発行する被災を証する書類(り災証明書など)
- ・ 被災前・被災後の資産の価格を証する書類(当該資産に係る帳簿の写し、修繕費用の領収証書など)
- ・ 保険金等において補填されるべき金額がある場合には、その金額を証する書類

【申請期間】 納税通知書がお手元に届いてから納期限までの間

(2) 不動産取得税

災害により滅失若しくは損壊した不動産に代わるものを取得した場合や不動産の取得直後に被災した場合に不動産取得税が減免となります。

※ 被災家屋の代わりに家屋を取得した場合には、被災家屋の価格から災害等に基づく保険金等により補填されるべき金額を差し引いて計算します。

対 象	条 件	被 災 の 程 度	減 免 税 額
被災不動産の代わりに不動産を取得した場合	被災した日から3年以内の取得	【家屋】 全壊、大規模半壊及び半壊	被災不動産・代替不動産の面積・評価額をもとに、減免の割合※に応じて計算された税額
取得後1年以内に不動産が滅失・損壊した場合	被災した日前1年以内の取得	【土地】 埋没、被災土地の面積に占める被害面積の割合が20%以上	

※ 減免の割合

不動産の種類	被 災 の 程 度	減 免 の 割 合
家 屋	全壊及び大規模半壊	10分の10
	半壊	10分の5
土 地	埋没、被災土地の面積に占める被害面積の割合が50%以上	10分の10
	被災土地の面積に占める被害面積の割合が20%以上50%未満	10分の5

【申請の手続】 以下の書類をご用意の上、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

- ・ 不動産取得税減免申請書(県税事務所にございます。また、税務課ホームページからダウンロードもできます。)
- ・ 市町村、消防署その他公的機関の発行する被災を証する書類(り災証明書など)
- ・ 保険金等において補填されるべき金額がある場合には、その金額を証する書類

【申請期限】 納期限前7日

(3) 自動車税

災害により損害を受けた自動車を修繕して引き続き使用する場合で、一定額以上の修理費を負担した場合に、災害を受けた年度の自動車税が減免となります。

対 象	条 件	減 免 税 額
災害によって損害を受けた自動車を修繕して引き続き使用する場合	修繕費から保険等で補填される額を控除した額が年税額の2倍を超える額となるとき	平成27年度分の当該自動車税額の2分の1

【申請の手続】 以下の書類をご用意の上、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

- ・ 自動車税減免申請書(県税事務所にございます。また、税務課ホームページからダウンロードもできます。)
- ・ 市町村、消防署その他公的機関の発行する自動車の被災を証する書類(対象の自動車のナンバーが記載された証明書など)
- ・ 公的機関の発行する証明書が入手できない場合は、損害を受けたことが分かり、ナンバープレートが写っている写真等
- ・ 修繕のために支出した金額の明細を証する書類(修繕費用の領収証書など)
- ・ 保険金等において補填されるべき金額がある場合には、その金額を証する書類

【申請期限】 災害を受けた日の属する月の末日から2月以内

※ 災害により自動車が滅失した場合(修理できない場合)は運輸支局において抹消登録をすることで、抹消登録をした翌月以降の自動車税は減額となります。事情により抹消登録が遅れる場合(10月以降となる場合)は、管轄の県税事務所へご相談ください。

2 徴収の猶予

災害により、県税を一時に納めることができない場合には、県税事務所に申請をしていただくことにより、原則として1年以内に限り納税が猶予されます（「徴収猶予申請書」は県税事務所にございます）。

なお、この場合には、猶予期間内において何回かに分けて納めることもできます。

また、猶予された期間については、延滞金は免除されます。

3 申告などの期限の延長

災害により、県税の申告・納付などが定められた期限までにできないときは、県税事務所に申請をしていただくことにより、その理由のやんだ日から2月以内の範囲で、その期限が延長されます（「災害等による期限の延長申請書」は県税事務所にございます）。

期限が延長されると、

- ・ 延長された期限までに提出された申告については、不申告加算金はかかりません。
- ・ 延長された期限までに納付されたときには、その期間の延滞金はかかりません。

上記1から3までの措置は、被害状況等の個別具体的な事情により、適用条件や必要書類等が異なる場合がございますので、詳細につきましては、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

※県税事務所の間合せ先につきましては、P. 4をご参照ください。

- 税務課のホームページもご参照ください。（申請書のダウンロードも可能です。）

<キーワード>

茨城県税務課

検索 

アドレス <http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>

◆税務課及び県税事務所・支所一覧

○平日<8時30分から17時15分まで>

事務所名	所在地	電話番号	管轄区域
水戸県税事務所	〒310-0802 水戸市柵町1-3-1	029-221-6605 徴収の猶予	水戸市, 笠間市, 小美玉市, 東茨城郡
		029-221-6768 徴収の猶予	
		029-221-4800 個人事業税	
		029-221-4820 不動産取得税, 自動車税	
常陸太田県税事務所	〒313-8666 常陸太田市山下町4119	0294-80-3316 徴収の猶予	常陸太田市, ひたちなか市, 常陸大宮市, 那珂市, 那珂郡, 久慈郡 日立市, 高萩市, 北茨城市 ※
		0294-80-3314 徴収の猶予, 自動車税	
		0294-80-3311 個人事業税	
		0294-80-3312 不動産取得税	
常陸太田県税事務所 高萩支所	〒318-0031 高萩市春日町3-1	0293-22-2019 個人事業税	日立市, 高萩市, 北茨城市
行方県税事務所	〒311-3893 行方市麻生1700-6	0299-72-0772 徴収の猶予	鹿嶋市, 潮来市, 行方市, 神栖市, 銚田市
		0299-72-0482 徴収の猶予, 自動車税	
		0299-72-0483 個人事業税	
		0299-72-0773 不動産取得税	
土浦県税事務所	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26	029-822-7205 徴収の猶予	土浦市, 石岡市, つくば市, かすみがうら市, つくばみらい市 龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, 守谷市, 稲敷市, 稲敷郡, 北相馬郡※
		029-822-7208 徴収の猶予, 自動車税	
		029-822-7212 個人事業税	
		029-822-7216 不動産取得税	
土浦県税事務所 稲敷支所	〒300-0593 稲敷市江戸崎甲541	029-892-6111 個人事業税	龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, 守谷市, 稲敷市, 稲敷郡, 北相馬郡
筑西県税事務所	〒308-8511 筑西市二木成615	0296-24-9157 徴収の猶予	結城市, 下妻市, 常総市, 筑西市, 桜川市, 結城郡 古河市, 坂東市, 猿島郡※
		0296-24-9190 徴収の猶予, 自動車税	
		0296-24-9192 個人事業税	
		0296-24-9197 不動産取得税	
筑西県税事務所 境支所	〒306-0404 猿島郡境町長井戸320	0280-87-1120 個人事業税	古河市, 坂東市, 猿島郡
総務部税務課	〒310-8555 水戸市笠原町978-6	029-301-2446 徴収の猶予	県内全域
		029-301-2429 自動車税	
		029-301-2424 個人事業税, 不動産取得税	

※ 個人事業税については、支所の管轄範囲を除きます。